

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	障がい者福祉等に係る事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田市は、障がい者福祉における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

秋田市長

公表日

平成27年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者福祉等に係る事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法および知的障害者福祉法に係る事務ならびに秋田市障がい児者日中一時支援事業実施要綱、秋田市移動支援事業実施要綱および秋田市日常生活用具給付等事業実施要綱に係る事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>【身体障害者手帳】 (1) 身体障害者手帳の交付申請書の受領、その申請に係る審査、応答および身体障害者手帳の交付等に係る事務 (2) 身体障害者手帳の返還に係る事務 (3) 身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 (4) 氏名、住所等の変更に係る届出書の受領、その届出に係る審査、応答に係る事務 (5) 身体障害者手帳の再交付に係る事務 (6) その他、身体障害者手帳所持者に係る証明書等発行に係る事務</p> <p>【特別障害者手当等】 (1) 特別障害者手当等の支給資格およびその認定の請求書の受領、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に係る事務 (2) 氏名、住所等の変更に係る届出書の受領、その届出に係る審査、応答に係る事務</p> <p>【特別児童扶養手当】 (1) 特別児童扶養手当の支給に係る支給資格およびその認定の請求書の受領、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に係る事務 (2) 氏名、住所等の変更に係る届出書の受領、その届出に係る審査、応答に係る事務</p> <p>【障害者総合支援サービス等】 (1) 自立支援給付の支給に係る申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (2) 自立支援給付の支給決定の変更に係る申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (3) 地域相談支援給付の支給に係る申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (4) 地域相談支援給付の支給決定の変更に係る申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (5) 障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に係る申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (6) 通所給付費等の支給決定の変更に係る申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (7) 自立支援給付等サービスの提供に係る事務 (8) 費用の徴収に係る事務 (9) 自立支援医療(育成医療・更生医療)支給認定申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (10) 自立支援医療費の請求書の受領、その請求に係る事実についての審査、応答に係る事務 (11) 補装具費支給申請書の受理、その申請に係る審査、応答に係る事務 (12) 補装具費の支給決定に係る請求書の受理、その請求に係る事実についての審査、応答に係る事務</p> <p>【日中一時支援事業】 (1) 日中一時支援事業(短期入所型・放課後支援型)の支給に係る申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (2) 日中一時支援事業(短期入所型・放課後支援型)の支給決定の変更に係る申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (3) 費用の徴収に係る事務</p> <p>【移動支援事業】 (1) 移動支援事業の支給に係る申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (2) 移動支援事業の支給決定の変更に係る申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (3) 費用の徴収に係る事務</p> <p>【日常生活用具】 (1) 日常生活用具給付(貸与)申請書の受領、その申請に係る審査、応答に係る事務 (2) 日常生活用具給付(貸与)の支給決定に係る請求書の受領、その請求に係る事実についての審査、応答に係る事務</p>
③システムの名称	障がい福祉等システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ

2. 特定個人情報ファイル名	
障がい福祉等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一の8、11、12、34、46、47および84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表第二による本市からの情報提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二 19、26、27、28、30、31、54、55、56の2、57、79、85、87、106、116 【別表第二による本市からの情報照会】 番号法第19条第7号および別表第二 10、11、12、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部障がい福祉課
②所属長	障がい福祉課長 須田 志美男
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田市総務部文書法制課情報公開担当 秋田市山王一丁目1-1 TEL:018-888-5427
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田市福祉保健部障がい福祉課 秋田市山王一丁目1-1 TEL:018-888-5663

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる